

磐田市告示第55号

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更」に該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関を次のように定める。

令和7年3月26日

磐田市長 草地 博昭

申請の区分	市長が定める機関
非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の非住宅部分に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
複合建築物の住宅部分に係る申請	登録住宅性能評価機関 又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

（注）1 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

（注）2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

附 則（令和7年3月26日制定）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年磐田市告示第63号は、令和7年3月31日限り廃止する。